

消費者被害注意情報

201707号

要注意 子どものオンラインゲーム クレジットカード会社から高額請求! ?

相談

- (相談1)クレジットカードにオンラインゲームの高額請求があり、6歳の子どもに確認したが知らないという。普段使っているゲーム機には親のカード情報が登録されており、子どもが知らない間にゲームで使う仮想コインを購入したかもしれない。
- (相談2)今月クレジットカードで9万円もの請求があり、カード会社に確認したところゲーム会社への支払いが原因で1日に1万円から1万5千円も利用した日が数日あったようだ。小学生の孫のゲーム代をカードで支払ったことがあり、その後も利用し続けていたらしい。

解説

スマートフォンやゲーム機に家族のクレジットカード情報が登録されたままになっており、子どもや孫が無断で有料のオンラインゲームやアイテム等の購入を繰り返した結果、高額な請求が来たという内容です。

子どもが親等の同意を得ないで契約した場合、「未成年者契約の取り消し」の主張は可能ですが、利用の状況によっては相手の会社を取り消しに応じないケースもあります。

学校の夏休みや冬休みが終わると、子どものオンラインゲーム利用に関わる相談が増える傾向があり、島根県内でも相談が寄せられています。

未成年が関わったオンラインゲームの相談件数(全国)



アドバイス

- ・子どもが利用しているゲーム機やゲームのしくみを確認し、その適切な利用について家族でよく話し合しましょう。
- ・子どもの目の届くところにクレジットカードを放置したり、大人にだまって子どもにカードを触らせることのないよう注意してください。また、カード情報を機器に登録している場合は、セキュリティをかけることも大切です。
- ・クレジットカードはカード番号だけで買い物ができること、カードを使うことは現金での買い物と同じことだと子どもにしっかり教えましょう。
- ・クレジット会社から身に覚えのない高額請求が来たときは、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

トラブル相談は

消費者ホットライン

い や や

泣き寝入りは

188

お近くの消費生活相談窓口にご繋がります



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん